



地球温暖化防止活動推進員とは？

- ・地球温暖化対策に関する活動を行うボランティア
 - ・現在、154人の方が知事から委嘱を受けて活動中
 - ・地球温暖化対策に取り組む熱意と行動力があれば大丈夫！
- ※県から報酬等の支給はありません。(ボランティア保険に県の負担で加入します。)



▲委嘱状



埼玉県庁委嘱の
ボランティア

令和8年度～令和9年度 埼玉県地球温暖化防止活動推進員 大募集！

学生さん
大歓迎！

令和8年4月からの
委嘱申込締切は...

12月31日
まで！

★ ボランティア活動として！

- ・ボランティア活動の経験、ガクチカにも！
- ・全国では学生も多く活躍しています！
- ・県主催研修で、知識も深められます！

★ 他大学との交流も！

- ・他大学に在籍中の推進員と交流が可能！
- ・情報交換ができ、繋がりが広がります！

★ 幅広い活動内容！

- ・イベント出展、SNSで啓発、出前講座など、自ら企画もできて幅広い活動ができます！
- ・活動ノルマはありません！

★ 任期途中の退任も可能！

- ・任期は2年ですが、卒業のタイミングなど、途中で退任もできます！

学生の皆さんの積極的な御応募お待ちしております！

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

検索

※ 詳しくは裏面及び県ホームページ募集要領にて御確認ください。



【お問い合わせ】

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

Tel. 048-830-3033 Fax. 048-830-4777

E-mail: a3030-01@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「コバトン」

～地球温暖化防止活動推進員とは～

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第37条第1項に基づき、知事の委嘱を受け、地域における地球温暖化対策に関する活動が無償で行う方です。

主な活動内容

- ・ 日常生活で地球温暖化対策を実践し、地球温暖化に関する普及啓発活動を行う。
- ・ 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、情報提供・その他の協力をすること。
- ・ 地球温暖化防止活動に関する研修の受講
※県主催の研修（無料）で、新たな知識や活動のヒントが得られます。
- ・ 年2回の活動報告の提出 など



コバトン&さいたまっち

地球温暖化対策について、御自身のできることから始めていただければ大丈夫です！

任期

2年間
(令和8年4月1日から
令和10年3月31日まで)

要件

- ・ 満18歳以上（高校生除く）
- ・ 県内在住、在勤、
在学の方 他

審査内容

- 1次 書類審査
- 2次 推進員研修の受講

応募方法

★提出書類

- ア 応募申込書（別紙様式）
- イ 写真2枚

★提出方法

郵送、持参、E-Mailにて提出

※E-Mailの場合は、写真データを添付提出してください。

募集スケジュール

	応募期間				今回募集
	1～3月 応募者	4～6月 応募者	7～9月 応募者	10～12月 応募者	
応募締切	3月末日	6月末日	9月末日	12月末日	
書類確認 研修案内	応募締切日の翌月中旬				
研修受講	応募締切後の直近で開催される推進員研修				
結果通知	研修受講月の翌月				
委嘱開始 保険開始	7月1日	10月1日	1月1日	4月1日	

※ 今回の募集以外にも、随時推進員募集を行っております。

提出先

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階
埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）
【E-Mail】 center@kannet-sai.org
【持参の場合：開館時間】 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝休み）

※ 詳しくは県ホームページ募集要領にて御確認ください。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

検索



県推進員HP▲